

地域コミュニティ再生支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地域コミュニティ再生支援事業補助金交付要綱（平成27年4月1日施行。以下「要綱」という。）第14の規定に基づき、地域コミュニティ再生支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2 原則として、災害公営住宅等で開催されるコミュニティ形成のためのソフト事業とする。ただし、活動のために最低限必要な施設の改修等は含むものとする。

2 補助事業対象期間は、交付決定日から当該日の属する年度の3月15日までとし、この期間内に補助事業を実施し、完了しなければならない。

3 補助金の交付は、当該補助金に係る各年度の予算が成立することを条件とする。

(補助対象者)

第3 原則として、町又は字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、いわゆる自治会、町内会等の地縁団体を対象とする。

ただし、スポーツ同好会のように特定の目的の活動を行う団体や、老人クラブ、女性会、子ども会等の構成に年齢・性別等の特定の属性を必要とする団体は、ここでいう地縁団体とはしない。（地方自治法第260条の2第1項）

(補助対象外事業)

第4 補助対象としない事業は次のとおりとする。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動などに類する事業
- (3) その他、補助対象とすることが適当でないと認められるもの。

(補助対象経費)

第5 本事業は施設等の整備を目的とするものではなく、ソフト面の施策を重視することから、施設等の整備や設備・備品の購入を行う場合は、用途が本事業の趣旨に合致するとともに、当該施設等の整備又は設備・備品の購入が真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかで、かつ、確実な場合に限るものとする。その上限額は、原則として、補助金額の2分の1以内とし、備品の購入については、取得価格が50万円未満とする。

なお、特別な理由があり、これによらない場合は、個別協議を行うものとする。

2 イベント等開催に伴う人件費、謝礼については、補助金額の10%の範囲内において支給を認める。

3 食糧費は、最小限の飲食費については、補助対象経費とするが、それ以外の役員会等の住民が参加しない会議の弁当等の飲食代、アルコール類の代金、慰労会及び反省会に係る経費などは、補助対象外とする。

(補助対象外経費)

第6 補助対象としない経費は次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民自治組織等の構成員に対する交際費
- (2) 他の団体への負担金及び補助金など、住民自治組織等が直接関与又は実施しない事業に係る経費
- (3) 用地取得又は補償に要する経費
- (4) 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費
- (5) 事務所や集会施設等の維持管理経費
- (6) 事業を伴わない物品・備品のみ購入に要する経費
- (7) その他、補助することが適当でないと判断される経費

(事業の採択手続)

第7 知事は、要綱第6に規定する交付申請書(様式第1号)等について、採択の適否を審査し、適当であると認めたものについて、事業採択通知書を補助対象者に通知するものとする。

不採択の決定を行った場合も申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第8 要綱第11第2項に定める概算払いに係る請求金額は、については、別表1に定める範囲において、交付できるものとする。

(その他)

第9 補助対象者は、県の要請に応じて研修交流会等に参加し、活動内容を発表するものとする。

2 県は、補助対象者の要請に応じて、地域力再生活動に取り組んでいる住民団体への助言等を行う「地域力再生活動アドバイザー」を派遣し、地域の特性を生かした主体的・創造的な地域づくり事業の企画立案等の支援を行うこととする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年9月11日から適用する。

別表 1

	請求時期	請求上限額
(1)	交付決定後	補助金交付決定額の 5 割
(2)	(1)の支払実績を領収書（写）にて確認後	補助金交付決定額の 8 割((1)の請求分含む)